

支笏洞爺国立公園 支笏湖園地（第 5 駐車場エリア）管理運営業務委託契約書  
（案）

北海道地方環境事務所長 牛場 雅己（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）とは、支笏洞爺国立公園 支笏湖園地（第 5 駐車場エリア）の管理運営について、次のとおり契約する。

（総則）

第 1 条 甲は、支笏洞爺国立公園 支笏湖園地（第 5 駐車場エリア）の維持管理及び運営にかかる業務を乙に委託する（以下これらの業務を「委託業務」という。）。

（業務内容）

第 2 条 委託業務の内容については、本契約書で定めるもののほか、公募時に甲が提示した要求水準書及び乙が提出した企画書によるものとする。

2. 乙は、事業運営にあたり、公募時に乙が提出した企画書に基づき、企画、運営体制及び営業期間等を示した別添様式に基づく業務計画書をあらかじめ甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
3. 乙は、業務計画に変更が生じる場合は、書面をもって事前に甲の承認を得なければならない。
4. 甲の都合により業務計画の変更を要する場合には、あらかじめ乙と協議する。

（委託対象施設）

第 3 条 委託業務の対象とする公園施設は、次に掲げる施設とする。

支笏洞爺国立公園 支笏湖園地（第 5 駐車場エリア）

駐車場及び芝生広場

木デッキ及び浮棧橋（動力船の係留）

親水エリア（アプローチ路）

管理ヤード（非動力船の仮置場）

その他管理施設（サイン類、車止め、ロープ柵、ガードパイプ、排水施設）

（施設の使用について）

第 4 条 乙は、第 3 条の委託対象施設の使用について、無償で使用することができる。ただし、自主事業を行う場合はこの限りではない。

2. 乙は、施設を使用するにあたり、施設の損傷等の保全状況を点検する保全責任者を配置しなければならない。併せて、清潔の保持、整理整頓衛生管理、火災防止等、善良な管理者の注意義務をもって管理をしなければならない。
3. 乙は施設を使用するにあたり、別添事項 1 及び関係法令を遵守するとともに天

災地変その他の事故により、国の財産を滅失又はき損したときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。なお、前項の注意を怠ったことにより、又は、職員の故意もしくは重大な過失により国有財産を滅失したとき、その他国に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙が職員の選任及びその業務の監督につき、相当の注意をするも損害が避けられなかったであろうときは、この限りでないものとする。

(事業運営について)

- 第5条 乙は、施設が国有財産であるとともに国立公園の利用推進を目的に設置され、不特定多数の利用がある公共施設であることを理解し、利用者ニーズの把握、良質なサービスの向上に向けた取組みを推進しなければならない。
2. 脱炭素化に向けた取組、グリーン購入法に基づく物品の調達等の推進等、ゼロカーボンパークや環境対策の取組みを積極的に行うこと。
  3. 乙は、事業運営にあたり、別添事項2及び関係法令を遵守すること。

(経費の負担)

- 第6条 委託業務は、乙の責任において行うものとする。
2. 委託業務に必要な費用は、乙の自主財源、当該経費に充てるための地方公共団体からの補助金、その他民間団体からの助成金等を充てるほか、支笏湖園地（第5駐車場エリア）を利用する者から徴する施設使用料及び環境保全協力金をもって充てるものとする。

(事業区分)

- 第7条 乙の事業は、本契約に基づく施設の維持管理及び運営を管理事業とし、施設の一部を占有して行う乙の収益事業を自主事業として、それぞれ区分するものとする。
2. 乙は、自主事業を行おうとする場合は、管理事業に関連して利用者の利便性向上等につながるものに限り、かつ当該事業地等について別途、国有財産使用許可を受けるものとする。

(守秘義務)

- 第8条 乙は、委託業務で知り得た甲の機密情報を第三者へ漏洩してはならない。

(予算及び決算の報告)

- 第9条 乙は、年度毎の委託業務に係る業務計画書及び予算書を作成し、前年度3月末日までに甲に提出するものとする。
2. 乙は、年度毎に委託業務に係る決算書を作成し、翌年の3月末日までに甲に提出するものとする。

(事業報告)

第10条 乙は、次の表のとおり、要求水準書に定める報告書を期間毎に作成し、期限までに甲に提出するものとする。

1. 支笏湖園地（第5駐車場エリア）の利用状況報告書	月 間	翌月 20 日
2. 委託業務報告書	年 間	当該年度 3 月末

（調査等）

第11条 乙は、前条に定めるもののほか、甲からの委託業務に関する調査又は報告を求められたときは、速やかに調査し、又は報告するものとする。

（監査）

第12条 甲は、委託業務に関する乙の帳簿、書類を検査し、又は委託業務につき実地監査を行うことができるものとする。

（契約の有効期間）

第13条 この契約は、令和6年●月●日から実施される。

2. 甲又は乙は、事情の変化により委託業務をこの契約に定めたとおり実施することができない事態となったときは、相手方と協議のうえこの契約を修正し、又は解除することに合意する。

（その他）

第14条 本契約に定める事項について疑義が生じた場合又は、本契約に定めのない事項で必要がある場合には、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和6年●月●日

甲 北海道札幌市北区北8条西2丁目  
札幌第一合同庁舎3階  
北海道地方環境事務所長  
牛場 雅己

乙 ●●●●●●●●●●  
●●●●●●●●●●

様式

## 業務計画書

1. 運営方針
2. 年次計画
3. 施設の運営方法について
  - ① 供用期間及び営業時間
  - ② 利用者への対応
  - ③ 料金設定・徴収方法
  - ④ 運営体制
4. 地域イベントとの連携方法
5. 支笏湖の適正利用への貢献
6. 環境対策への取組
7. 収支見込

## 事項1

### 施設使用の留意事項

#### (1) 施設共通

- ① 受動喫煙防止のため、完全分煙できる措置を講ずるとする。
- ② 衛生環境の維持に努めること。
- ③ 管理運營業務委託事業者（以下「事業者」という。）は、施設内で園地の管理運営に関すること以外の営業行為をしてはならない。ただし、北海道地方環境事務所長（以下「北海道事務所長」という。）が認めた自主事業を除く。
- ④ 管理委託区域の景観を保護するため、園地の管理運営に必要な場合を除き、屋外に物品等の仮置き集積をしてはならない。
- ⑤ 事業者は、管理委託区域外における維持管理業務の請負者と連携して事業を実施すること。
- ⑥ 事業者は、防犯対策に万全を期すること。
- ⑦ 事業者は、異常な事態や、事故が発生した場合は、遅滞なく北海道地方環境事務所および関係機関に連絡をすること。
- ⑧ 施設の維持管理・整備のために、施設の一部若しくは全部が供用できなくなる場合には、北海道地方環境事務所より連絡・調整を行う。
- ⑨ 施設や設備の点検等のため、営業時間内・外を問わず、北海道地方環境事務所の担当官が立ち入る場合がある。
- ⑩ 北海道地方環境事務所主催の行事又は、北海道地方環境事務所が開催を認めた行事に施設を利用する場合は積極的に協力すること。

## 事項 2

### 運営にあたり遵守すべき事項

#### (1) 運営全般

- ① 物品を販売又はレンタルする場合は、支笏湖園地（第5駐車場エリア）管理運営事業者（以下「事業者」という。）は北海道地方環境事務所長（以下「北海道事務所長」という。）とあらかじめ協議し、決定するものとする。
- ② 施設内の表示等は多言語とし、外国人の利用に対応すること。
- ③ 事業者は、園地運営に関連して本施設に出入りする他の業者と連携して、事業の実施をすること。
- ④ 事業者は、北海道事務所長が求めた場合は、収支計算書を提出すること。
- ⑤ 北海道事務所長が事業者に対して事業運営について改善を求めた場合は、事業者はその求めに対応すること。

#### (2) 従業員について

- ① 事業者は、従業員の身元保証、健康管理、就業及び労務について、その責任を負うこと。
- ② 事業者は、従業員が公共施設であることを踏まえた適切な対応が出来るよう教育・指導を行うこと。
- ③ 事業運営にかかる関係業者についても、上記②と同様に主旨説明や指導に努めること。

#### (3) その他事項

遭難や山火事、水害などの災害発生時には、災害対応に協力すること。  
北海道地方環境事務所長の求めに応じて、物品等の提供に協力すること。